

立川市立第九小学校いじめ防止基本方針（第2次改訂）

令和5年4月27日第一次改訂

令和5年6月12日第二次改訂

立川市立第九小学校

はじめに ～改訂の経緯と趣旨～

平成26年5月に「立川市子どもいじめ防止条例」が制定され、同年6月に「立川市いじめ防止基本方針」が策定された。「立川市いじめ防止基本方針」を受け、本校では、「立川市立第九小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

平成29年3月、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が、最終改定されたことを受け、同年12月に「立川市いじめ防止基本方針」も改訂された。それを受け、本校でも、平成30年3月29日、「立川市立第九小学校いじめ防止基本方針」を改訂した。

それから5年が経過し、「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】（東京都教育委員会令和3年2月）」や「生徒指導提要（文部科学省令和4年12月）」が改訂され、子どもたちを取り巻く環境や社会的情勢の変化を踏まえ、令和5年4月27日、「立川市いじめ防止基本方針」が再度改訂された。「立川市いじめ防止基本方針」の再度改訂を受け、本校でも、「立川市立第九小学校いじめ防止基本方針」を再度改訂し、以下の見直しを行った。

- (1) いじめ防止のための基本方針の策定と見直し
- (2) いじめ防止のための実効性のある組織の構築
- (3) 未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応を行うこと

1 基本理念

本校では、全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域、関係機関と連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処を徹底し、解決に向けて取り組む。また、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）等が飛躍的に発達する中で、誤ったSNSの活用や悪意ある活用等に起因する新たないじめからも児童の命と人権を守り、安心して学校生活を送ることができるようにする。そして、人権尊重の理念に基づき、在籍する全ての児童が安心して楽しい学校生活を送ることができるよう、次の3点を踏まえて教育活動を行う。

- (1) いじめは、いつでもどこでも、だれにでも起こりうる。
- (2) 全ての児童は、いじめを行ってはならない。いじめの傍観者にもならない。
- (3) いじめを受けた児童を組織的に守り通す。

2 いじめ対策等のための校内組織

校長、副校長、生活指導主任、主幹教諭、学年主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーからなる「九小いじめ対策委員会」を設置し、年間指導計画を基に以下の取組

を行う。

- (1) いじめに関する情報の収集及び記録・共有
- (2) いじめ事案の確認及び対策の立案
- (3) 該当児童への指導、該当保護者への対応
- (4) 学級への指導体制の強化、支援体制の立案
- (5) 外部組織への協力要請及び通報
- (6) いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析
(いじめ解消・暴力根絶旬間、年3回(6月・11月・2月))

3 いじめ等の対策のための具体的な取組

学校は、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図るために、教職員にいじめを察知し、的確に指導できる力を身に付けさせるとともに、校長のリーダーシップの下、校内指導体制を確立して組織的な取組を迅速かつ適切に行い、いじめの解決を図る。具体的には、市と連携して「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階に応じていじめ防止等に向けた対策を講じる。また、「立川市立第九小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、いじめ防止の取組の充実・改善及び同いじめ防止基本方針の見直しを図る。

(1) いじめの未然防止

- ①「毎月10日はいじめ0」と位置付け、生活指導部を中心とした講話等の取組を行う。
- ②生活指導夕会(毎週金曜日)で、児童の実態・配慮すべき事案について、教職員全体で共有する。
- ③人権尊重に関する校内研修会を年に3回実施し、教員の指導力・組織的な対応の向上を図る。
- ④特別の教科道徳、学級活動、児童会活動・生徒会活動における主体的な取組を通して、児童が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにする。
- ⑤特別の教科道徳の授業で、全学年「思いやり」「生命尊重」「規則尊重」の内容を計画的に扱い、家庭・地域と連携して、豊かな心や自己有用感、自己肯定感を育てる。いじめの問題について議論するなど、
- ⑥弁護士によるいじめ防止授業等、「いじめに関する授業」を年3回以上実施する。
- ⑦代表委員会の取組で、関わり合いを通して温かい人間関係を築く自主的活動の指導を行う。
- ⑧異学年交流やくわのみ学級交流、高齢者や障害に対する理解を深める活動を通して、人の存在の大切さを知り、思いやりの心や態度を育てる。
- ⑨「元気な挨拶と正しい言葉遣い」を中学校区で指導し、規範意識を育てる。
- ⑩情報モラル教育を充実させ、保護者参加型のセーフティ教室を年1回実施する。「九小SNSルール」の徹底、家庭と連携したSNS家庭ルール作り等、保護者の協力やインターネット上のいじめ防止のための啓発を進める。

(2) いじめの早期発見

- ①いじめに関する児童アンケート調査を年3回実施するとともに（5年間保管）、「いじめ発見のチェックシート」を活用し、早期の段階のいじめも見逃さないようにする。いじめが疑われる場合には、本人、保護者、関係者からの聞き取り等を行い、「九小いじめ対策委員会」を中心に継続観察、継続指導にあたる。
- ②児童・生徒等から寄せられたいじめに関する相談やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられたと感じた児童が安心して学校生活を送ることができるように、家庭との連携の下、組織的に守っていく。
- ③スクールカウンセラーによる5年生児童への全員面接の実施、相談窓口の周知等、相談活動を充実させる。
- ④全教職員（特に、学級・学年）で、以下の点について、日常的指導・点検を行う。
 - ・集団から離れている児童の発見・声掛けをする。
 - ・持ち物・服装の乱れや破損、紛失、けがの有無に気を配り、家庭と連携する。
 - ・児童作品、言葉遣い、行動等に注意を向け、定期的にチェックを行う。
- ⑤一人一人の教職員が、気が付いた全ての「いじめやいじめの疑いがある状況」を迅速に、「九小いじめ対策委員会」に報告し、事実確認の方策について協議し、その協議に基づき役割分担を行い、事案の詳細を確認し、いじめであるかの判断をする。

(3) いじめが発生した場合の対応

- ①発見・通報を受けた教職員は、「九小いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、いじめの事実確認を速やかに徹底して行う。必要に応じて、関係者、支援機関等を含めた対策チームを組織し、次の事項を踏まえて指導にあたる。
 - ・学校は「いじめから被害児童を全力で守る。」ことを約束する。
 - ・学年体制で本人や周囲の児童から聞き取りを行う。
 - ・聞き取り内容から事実関係を明らかにする。
 - ・「九小いじめ対策委員会」及び対策チーム会議を定期的に開催し、情報の共有化や指導内容の改善を行う。
- ②被害児童の身体的、精神的な被害状況の把握とスクールカウンセラー等と連携した適切な初期対応を行い、被害児童及びいじめを知らせた児童の安全を確保し、落ち着いて教育を受けられる環境を整える。
- ③被害児童が安心して学校生活を送ることができるように、家庭との連携の下、組織的に守っていく。
- ④いじめを行った児童生徒に直ちにいじめをやめさせ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導及びその保護者に対する助言を行う。
- ⑤全教職員で事実の把握と指導方針の共通理解を行う。また全教職員で校内での見回り、声掛けを強化し、被害を拡大させない指導を継続する。

- ⑥関係機関（市教育委員会・子ども家庭支援センター・警察・児童相談所等）や専門家（教育相談員・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤー等）との連携を図る。
- ⑦いじめ解消の判断にあたっては、いじめに係る行為が少なくとも3か月以上止んでおり、被害児童及びその保護者が心身の苦痛を感じていないことを確認することが必要である。いじめの状況を注視し、解消している状態に至った場合でも、再発防止のため、保護者や関係機関と綿密な連携を図り、日常的に丁寧な観察・指導を行う。
- ⑧ささいな言葉で相手を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においても、法が定義するいじめに該当するため、必ず、教員の指導等により学校として組織的に対応する。

（４）重大事態への対処

- ①児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事態や児童等がいじめを原因として、おおむね30日以上の期間、学校を欠席することを余儀なくされている事案は、市教育委員会に報告し、警察、関係諸機関等とも連携して、解決に向けて徹底した対応を図る。
- ②教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ③いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供する。